フォーチュンの販売代理店であったプライム及びクローバーが行った電話勧誘において 実施されたと認められた不適切な勧誘の事例

1. 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービス(MVNOサービス)を提供する電気通信事業者の名称を告げず、また、その電気通信サービスの勧誘である旨を適切に告げていなかった。

(確認された説明)

- ・「もしもし、私、NTTの固定電話の件でご連絡をしております、クローバーの○○と申します。・・・本 日御利用頻度の確認ですが、パソコンで動画を見ていただいていましたでしょうか。」
- ・「もしもし、私マイモバイル取次店プライムの確認担当○○と申します。先ほどは、マイモバイルの お申込み、誠にありがとうございます。」
- 2. 動画を見ないのであれば、現在利用の固定回線を解約することで、インターネットの利用料金が安くなると告げ、利用者の利用状況を正確に確認せず、断定的な説明を行っていた。

(確認された説明)

- ・「パソコンで○○ (動画サイトの名称)等の動画は見ていただいておりますか。」 「(利用者の「見ていない」という回答に対して)今回、その件で大切な御連絡でして、今の御契約 は動画が見放題で 6,000 円ほどお支払いされておりますので、今後も見ないようでしたら、毎月 3,600 円で使える、あまり動画を見ない方向けのプランに御変更しております。」
- 3. 初期契約解除制度の説明を行っていなかった。
- 4. マイモバイルの契約を利用者が現在利用しているサービスからのプラン変更であるかのように説明していた。

(確認された説明)

・「インターネットは今までどおり充分使っていただけますので、動画を見ない方向けの 3,600 円で使っていただけるプランに変更させていただいてもよろしいでしょうか。」